

古田史学の会・東海

平成27年

東海の古代

第183号 2015年11月

会長 : 竹内 強

副会長・発行 : 林 伸禧

編集 : 石田敬一

投稿先アドレス : furutashigaku_tokai@yahoo.co.jp

HP : http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

2008年10月19日(日)に愛知教育大学で開催された日本思想史学会にて



古田武彦先生との思い出

古田史学の会・東海 会長 竹内 強

50年近く前になるでしょうか、私が在学していた大学は、浄土真宗大谷派系列の大学(同朋大学)でした。大学祭では例年メインの講演を「親鸞聖人について」をテーマに各界から講師を招き、井上清、丹羽文夫などの候補とともに「古田武彦」の名前があがりました。正直なところ、私はこの人について何も知らず、講師に呼ぶからには著作に目を通さねばと読んだのが、『親鸞一人と思想(古田武彦著作集 親鸞・思想史研究編)』(清水書院、2002年)でした。これまでの親鸞とは違う親鸞の人間としての姿をみせてもらった気がしました。いよいよ大学祭が近づき講師の依頼を始めようとしたとき学園紛争の嵐が吹き荒れ、大学祭そのものが幻と消えてしまいました。それと同時に古田武彦の名前もわたしの脳裏からしばらく消えていました。

再びその名前を目にしたのは『邪馬台国はなかった』を手にしたときです。あのときの古田さん、こんな研究もやっているのかと読み始めると、その論理性、研究方法に一つ一つ納得することばかりです。私は、『失われた九州王朝』『盗まれた神話』などを読み、どんどん古田史学に吸い込まれて行きました。しかし、このときはまだ著者と一読者の関係で、先生は遙か遠い存在でしかありませんでした。

2003年6月に行われた大阪での古田史学主催の講演会に参加し、はじめて先生に直接お会いすることができました。その講演のあと先生が「和田家文書の明治写本に美濃和紙が使用され、この用紙に幾つかの屋号判が押してある。これを探れば、いつこの和紙が作られたものであるか判明する。誰か調査してくれないか?」と問い掛けられたとき、当時、私は岐阜市内に住んでいたのでつい手を挙げてしまったのです。それからは休みの日を美濃和紙の調査に費やし、和紙問屋を見つけだし、その和紙が明治・大正期のものであるとの確証を得て先生に報告をすると、「すごいね。よくやった」と誉めていただいたことを今も思い出します。

その後、南米エクアドルでの10日間は先生との忘れられない思い出です。中でも強烈な印象は先生がお腹を壊され出先で救急車を呼んだ時のことです。そこではカーニバルが開かれていて大変な賑わいで、救急車も出払ってしまい、消防車が、それも大型のはしご車がやってきました。これにはさすがの古田先生もびっくりされ、乗るのを拒否されました。仕方なくひとまずタクシーでホテルまで引き揚げることとなりました。私と大下さんの二人が同乗し、約1時間の道のりを付き添っていたところ、先生が軽く寝息を喀き出したので安心しました。そこで、大下さんと二人して古代史の話をしていました。するとそれまで寝ていた先生が突然「君たちそれは違うよ!」

それからあとはホテルに着くまで先生の独演会でした。先生には医者も薬も必要がなく、古代史さえあれば元気でいられることができるんだと思いました。

その先生が亡くなられた。この世に存在していない。今も信じることができません。私は、一昨年、母を亡くしましたが、その時よりも心が痛みます。先生は私にとっては永遠の師であると同時に、人間としての弱点も含めて、私は「古田武彦」のファンであり続けたいと思います。

御霊前に捧ぐ

—「古田武彦著作目録」—

瀬戸市 林 伸禧

私は、平成12年に「古田武彦古代史著作目録」を作成し、そのまえがきに次のように述べてきました。

20数年前古田武彦氏著作の『失われた九州王朝』を読んで、新しい歴史観を知りました。以来、古田武彦氏の著作が出版される毎にほとんど購読しておりました。

古田武彦氏が提唱したいわゆる「九州王朝」説に代表される多元史観は、将来認められるであろうし、認められるべき説であると思います。

古田武彦氏が問題提起した事案・諸説は無視されつつありますが、最近は無視できずに事案・諸説を取り入れた記述がなされつつあるように見受けられます。

古田武彦氏は古代史の様々な分野について問題提起しています。かつ、新しい知見により見解・解釈を変更している場合もあります。

それゆえ、古田武彦氏の業績又は軌跡を知ってもらう必要があると思っていましたところ、平成8年3月、昭和薬科大学を退職され、古稀となられたことを知ったので、記念に古田武彦氏の著作・論文等の目次をまとめました。

単に書物等の目次を抜き書きしたものではありませんが、多元史観の研究の一助となれば幸いです。なお、雑誌等においては内容が把握できないため表題のみの場合もありますので、皆様のご協力を得て更に内容を充実したいと思っております。

目録は「A5版・330頁」で、古田武彦先生に差し上げるところ大変喜ばれ、後日、先生にお会いしたところ、これからも続けるようにと言われました。

その後、先生の業績を周知させるには親鸞に関する著述を含めるべきと思い、平成20年までのすべての著作及び投稿論考を基に、一覧表「古田武彦著作目録」を作成して先生に差し上げました。

今は、最終版を作成して先生の御霊前にお供えしたいと思っております。

合掌

古田先生とのエピソード

名古屋市 石田敬一

2011年のある日の夜、古田先生から私の自宅に電話をいただきました。私の小論考である『隋書』倭國伝の竹島について”の全文を『古代史の十字路～万葉批判～』（ミネルヴァ書房、2012年）に掲載するので了知するようにと。とてもうれしく光栄であると感じたことを思い出します。先生の講演会においても、私の論考につい

て取り上げ、批判を重ねていただきました。先生が私の論考を強く批判されたことは、それだけ拙稿が先生にインパクトを与えたからではないかと内心感じています。先生の批判に対して、私は別冊『隋書』倭國伝の「竹島」において先生の批判に対する再批判を行っており、願わくば、先生と膝を交えて、とことんお話ししたかったと思います。

思い出深いのは、2012年に当会が企画した名古屋の大学での講演のことです。私は、名古屋駅から講演会場である大学まで先生の送り迎えをさせていただきました。講演会には多数の方が参加され盛況でしたが、先生が想像したほどには学生の参加がなく、やや不満ではなかったかと思えます。しかし、名古屋駅で車を降りる際に「学生さんに話ができて良かった。ありがとう」とおっしゃられた心遣いに先生の優しさを感じ、今も強くその言葉が残っています。

私は、真実の歴史を追究する古田史学をもっと確かなものにしていきたいと常々願っているものの、先師の説のイエスマンであっては真実に近づけないとの思いから、あえて古田説の疑問点について取り上げて私考を発表してきました。今後も九州王朝説・多元史観の継承と古田説の補強、さらには問題点の修正に努めながら、古田史学の発展に寄与していきたいと考えています。

2012年 愛知東邦大学にて



『甚目寺縁起』における 古代逸年号

瀬戸市 林 伸禧

1 寺院創設の縁起

愛知県あま市内の甚目寺に寺院創設の縁起が所蔵されている。その書写本縁起には3本あり、古代逸年号が記述されている内容が異なっている。

① 甚目寺縁起（文永元年、1264年、表1）

- ・ 欽明天王治天下十三年^{号貴樂元年} 壬申歳……
- ・ 廿九年前同天皇御宇治天下六年吉貴四^{丁巳}……
- ・ 天武天皇御宇白鳳十九年^{己卯歳} 号法皇寺打額東門三間四面之二同舎一字御建立^立

（名古屋市博物館調査研究報告IV『寺社縁起の歴史的研究』18頁、景印版。以下『寺社縁起の歴史的研究』という。下線は筆者。以下同じ）

② 甚目寺縁起（承応元年、1652年）

天武天皇白鳳八年己卯有勅建立堂舎賜鳳凰額掲東門

（『寺社縁起の歴史的研究』19頁）

③ 鳳凰山甚目寺略縁起（文化2年、1805年）

天武天皇の御宇白鳳八己卯年宣命ありて三間四面の樓門を御建立あり

（『寺社縁起の歴史的研究』20頁）

2 考察結果

(1) 文永本の逸年号はすべて『二中歴』の元年干支と同じである。

なお、「吉貴四^{丁巳}」は「推古天皇五年」である。

(2) 己卯年は「白鳳十九年」か「白鳳八年」のいずれかであるが、天武紀の逸年号は、『二中歴』型と『簾中歴』型があり、『簾中歴』は3区分に分かれ、その状況は表2のとおりである。

る。

(3) 書写者は、『二中歴』型の年号を知らず、承知していた『簾中抄』型の年号に改変したと思われる。甚目寺に関する江戸時代の地誌類（『張州府誌』、『尾張志』、『張州雑誌』、『尾張徇行記』）ではすべて「白鳳八年」である。

特に、『尾張志』*1では

縁起に十九年己卯歳と書るは誤也 白鳳は十五年に朱鳥と改元ありて明年持統天皇の御代となれば持統天皇の四年ぞ 十九年にはあたられるそは庚寅なり己卯とあるによれば白鳳八年なり

（『尾張志』下、416頁）

と明確に注釈している。

(4) 甚目寺町史*2に掲載されている文永元年本『甚目寺縁起』（表3）での古代逸年号については

- ・ 欽明天王治天下十三年(五五二)号貴樂元年壬申歳……
- ・ 廿九年前同天皇御宇治天下六年吉貴四 丁巳(六二一)、……
- ・ 天武天皇の御宇白鳳八年 己卯歳(六七九)法皇寺と号す額を東門に打ち、……

（『甚目寺町史』405・406頁）

と掲載されている。これは丹羽稿本*3によるものとしているが、丹羽清一氏は文永本の白鳳十九年を白鳳八年に、後代の甚目寺縁起に沿って訂正している。

名古屋市博物館調査研究報告IV『寺社縁起の歴史的研究』により原典の文永本を承知しているため、私は一部改訂されたのが解るが、そうでなければ丹羽稿本が文永本の原典と思ってしまうにちがいない。このようにして原典が改変されていくのだろうか。

(5) 甚目寺縁起では表4のとおり「1年ずれ」があり、今後の検討課題である。

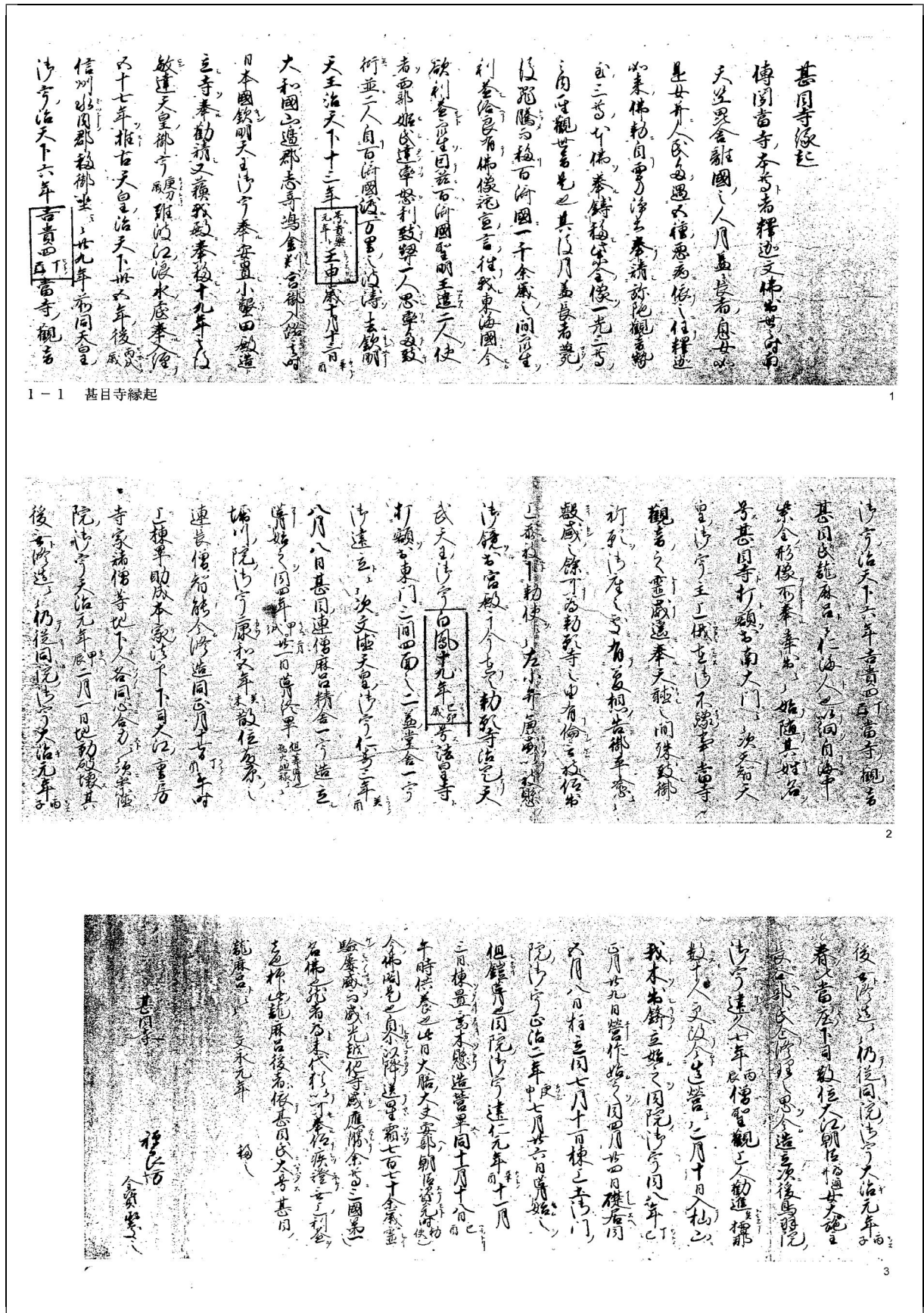
*1 『尾張志』：天保十五年（1844）藩命によって編纂された尾州八郡の地誌。深田正韶他・編纂。愛知県郷土資料刊行会 昭和54年7月復刻。初版（愛知博文社、明治24～26年）

*2 甚目寺町史：甚目寺町史編纂委員会、愛知県海部郡甚目寺町、昭和50（1975）年3月

*3 丹羽稿本：丹羽清一氏が甚目寺町史を昭和8年頃から作成を始めたが、第二次世界大戦で中断した原稿。

表 1

甚目寺縁起 (文永本)



I-1 甚目寺縁起

※ 囲みは筆者による。

(名古屋博物館調査研究報告IV『寺社縁起の歴史的研究』18頁)

表 2

天武紀における『二中歴』型・『簾中歴』型対比表

型	天武1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	壬申	癸酉	甲戌	乙亥	丙子	丁丑	戊寅	己卯	庚辰	辛巳	壬辰	癸巳	甲午	乙未	丙申	
二中歴	白鳳12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	朱雀1	2	朱鳥1	
簾中抄	①	朱雀1	白鳳1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	朱鳥1
	②	白鳳1	白鳳2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
	③	朱雀1 白鳳1	白鳳2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	

※事例①：簾中抄、扶桑略記、興福寺略年代記、冷泉家皇年代記

②：皇年代略記、皇年代私記

③：皇年略記、愚管抄、仁寿鏡

表 3

『甚目寺町史』での甚目寺縁起

寺宝文永甚目寺縁起（通称旧縁起）に曰く（文永年中の写本。文永は一二六四年に始まり一二七五年に終る）

伝へきく当寺の本尊は、釈迦文仏出生の時、南天竺毘舍離國の人、月蓋長者の息女、如是女、并に人民多く、五種の悪病に遇ふ。これによつて釈迦如来の仏勅に任せて西方淨土より弥陀、觀音、勢至の三尊の本仏を請じ奉りて、紫金の像に鑄移し奉る。一光三尊の内、聖觀音これなり。其後月蓋長者薨じて後、飛騰して百済國に移り、一千余年の間衆生を利益し給へり。良あつて仏像託宣して云わく、我東海國に往きて衆生を利益せんと欲す、と。茲れにて百済國聖明王、二人の使者を遣わす。西部姫氏達率率利致勢一人は思率多数衛並に二人、百済國より万里の波濤を渡り、去る欽明天皇治下十三年（五五二）号貴樂元年壬申歲十月十三日辛酉、大和國山辺郡志奇島金刺の宮に御入浴。其時日本國欽明天皇御宇小墾田殿に安置し奉る。寺を造営し勸請し奉る。又蘇我殿に移し奉る。十九年其の後敏達天皇の御宇庚午年（五八〇）難波江の浪水の底へ入れ奉る。五十七年を経て推古天皇の治天下二十五年丙戌歲（六二六）信州水田郡御座を移すと云々。廿九年前同天皇の御宇治天下六年吉貴四丁己（六二二）、当寺の觀音、甚目氏竜麻呂といふ人海士なり。網を以つて海中より、紫金の形像を索出し奉る所と云々。始めて其姓名に隨つて、名を甚目寺と号す。額を南大門に打つと云ふ。次に天智天皇の御宇、主上俄に御不豫の事おわし、当寺觀音の靈威遙に天聰に達し奉る間、殊に御祈願を致し御座の所、御夢想の告あつて御平癒云々。叡感のあまり勅願寺たるべきの由諭言あり、御出されし上に忝くも勅使を下さむると云々。左少弁兼盛を以て御鏡を宮殿に懸けさせらる。今に之れあり。勅願寺治定なり。天武天皇の御宇白鳳八年己卯歲（六七九）法皇寺と号す額を東門に打ち、三間四面の二蓋の堂舎一字御建立と云々。次に文德天皇の御宇仁壽三年癸酉（八五三）八月八日、甚目僧齋精舎一字を建立し、之を葺き始む。同四年甲戌二月廿一日葺き終畢んぬ。堀川院御宇康和五年癸未（一一〇三）、數位藤原連長、僧智能修造せしむ。同正月十七日丁酉午時上棟畢んぬ。助成本家の法印下司大江重房寺家諸僧等、地下人各々同志合力なり云々。次に崇徳院御宇天治元年甲辰（一一二四）二月一日、地動き破壊す。其後之れ無し云々。乃つて同院の御宇より大治元年（一一二六）修造、春のころ、当院下司數位大江朝臣為道并に女（むすめ）、大施主長谷部氏修理の思を企て造営せしむ。次に御鳥羽院の御宇建久七年丙辰（一一九六）僧聖觀上人勸進といへり。僧那數十人更に改めて造営せしむと云々。二月十日山山に入つて材木を出し、竿の立之れを始め。同院の御宇丁巳（一一九七）正月廿九日營作之れを始め。同四月廿四日礎居へ、同五月八日柱立、同七月十一日棟上げ、土御門院の御宇正治二年庚申（一二〇〇）七月廿六日之れを葺き始む。但し盤葺なり。同院の御宇建仁元年辛酉（一二〇一）十一月三日棟を置き垂木を懸け造営畢んぬ。同十一月十八日己酉午時供養なり。此日大膳大夫安部朝臣資元、時の勅使なり。今の仏閣是なり。尔しより以降星霜を送つて七百七十餘歲、靈驗屢々盛代たりと猶以て、疾證無上の利益を仰ぎ奉るべきものなり。抑も此の意慮の後には甚目氏に依つて、大古甚目意慮と号す云々。

文永元年（一二二四）之れを写す。

彈良坊金資承慶之

以上の甚目寺縁起書写は丹羽稿本によるものである。多少意味の通じない個処もあるが、まずはその仮を写したものと思う。

表 4

甚目寺縁起年表

西暦	干支	和暦	逸年号	甚目寺縁起記事
552	壬申	欽明 13	貴樂 元	欽明天王治天下十三年號貴樂元年壬申歲十月十三日辛酉 大和國山辺郡志奇嶋金刺宮御入洛 ※552+19=581 580-552+1=19
580	庚寅	敏達 9		十九年 其後敏達天皇御宇庚寅歲 難波江浪水底奉入 ※1 敏達紀に庚寅年はない。「敏達九(580)年庚子」か 2 『日本書紀』敏達14年(乙巳)3月条 丙戌 物部弓削守屋大連 自詣於寺 跪坐胡床 斫倒其塔 縱火燔之 并 焼佛像與 佛殿 既而取所焼余佛像 令棄難波堀江
581	辛亥	10		
				經五十七年 推古天皇治天下卅五年後丙戌歲信州水内郡移御座云々 ※580+經57=637→627→經47年 推古35年(627)-經57=570→經47年 626(丙戌)-47+1=580
597	丁巳	推古 5	吉貴 4	廿九年前 同天皇御宇治天下六年吉貴四丁巳 當寺觀音甚自氏龍麻呂云仁海人也 以網目海中紫金形像奉率出云々 始隨其姓名号甚目寺打額於南大門云々
598	戊午		6	
				※626-29前=597(推古5年丁未) 626-29前+1=598(推古6年戊午)
626	丙戌	34		
627	丁亥	35		
679	己卯	天武 8	白鳳 19	天武天王御宇白鳳十九年己卯歲 号法皇寺打額於東門 三間四面之二蓋同合一宇御建立 云々

古田武彦著作目録

瀬戸市 林 伸禧

お願い

古田武彦先生の業績を知っていただくため、「古田武彦著作目録」(別添、「古田武彦著作目録」参照)を作成しております。先生が投稿された論考の一部に確認出来ないものが数件あります。ついては、それらを所蔵又は情報をもっておられたら、連絡いたしたけると幸甚です。現在、確認出来ない論考等は下記のとおりです。

古田武彦氏投稿雑誌のうち未確認一覧

雑誌名	号数	表題	発行者	発行年月
湊川	?	親鸞の方法論的基礎	神戸市立湊川高校	1955(昭和30)年10月
人生ジャーナル	?	無果汁のふた	?	1974(昭和49)年5月
洛陽評論	?	青春とはなにか	洛陽工業高校高校 社会科学部	1967(昭和42)年10月
きんき	19号	古代史と青春と読書	近畿学校図書協議会	1977(昭和52)年4月
ダカーポ	?	古田武彦さんに聞く 新聞の古代史報道を 信じてはいけない	マガジンハウス	1986(昭和61)年2月
新困民党	18号	?	秩父蜂起記念集会 実行委員会	1986(平成1)年?月
マジェラ	6・7月合併号	?	宇福	1986(平成1)年?月
週刊文春	?	吉野ヶ里に関する事項?	文藝春秋	1986(平成1)年?月

天氏、尾張氏の時代（3）

名古屋市 加藤勝美

6 先代旧事本紀の検討

尾張氏、物部氏など古代の有力豪族について系図的な記述が中心ながら、貴重な情報を提供してくれるのが、『先代旧事本紀』という史料である。

同書は平安初期までには成立していたことが確実視されている。『積日本紀』（『日本書紀』の解釈本で、書紀の講義に使用された）等に引用されているからである。平安初期以前の成立という、そのこと自体非常に稀有で貴重な書、と言わざるを得ない。

ところが、その割に、一部の研究者を除き、同書は尊重されることがなく、顧みられない状況が続いている。詳細は『先代旧事本紀の研究』（鎌田純一著、吉川弘文館、昭和37年2月）によっていただきたい。ここでは論考の進行に必要な範囲で概略にとどめるが、顧みられない理由はこうである。

『先代旧事本紀』には序文が付されていて、同書は聖徳太子と蘇我馬子による撰だと記されている。つまり推古朝には完成していた、とする驚くべき序文なのである。

そこで、平安期から江戸時代にかけて延々6百年以上に渡って『古事記』や『日本書紀』よりも古い史料として尊重されてきた。ところが、江戸時代中期に入って国学者などから、突如としてその真書性を疑われ、偽書に相違ない、との烙印を押されるに至る。『先代旧事本紀』の権威は一挙に失墜し、現在ではほとんど顧みられないことがない存在と化している。

偽書の理由は次のとおりである。

- (1) 『古事記』、『日本書紀』および『古語拾遺』からの引用文と見られる文章が含まれている。
- (2) 推古朝より後世の記事が見られる。

これらは、実に明快な理由である。『古事記』（712年成立）や『日本書紀』（720年成立）はおろか、大同二年（807年）成立とされる『古語拾遺』からの借文が存在するとあっては、言い逃

れのしようがない。

さらに、(2)の例として、巻5「天孫本紀」の終末部に次のような一文が登場する。

此連公、飛鳥浄御原宮御宇天皇御世、賜氏上内大紫冠位。

意味はこうである。

「此連公（物部15世の孫である物部雄君連公）は飛鳥浄御原宮の御世に、氏上内大紫冠位を賜った」

飛鳥浄御原宮の御世とはいうまでもなく、天武天皇朝のことで、聖徳太子の生きた推古天皇朝よりも七代も後の天皇朝になる。

飛鳥浄御原宮の御世に云々という記述は、物部17世の孫である物部連公麻呂の力所にも登場する。

以上でお分かりのように、2点が2点とも誰の目にも疑いようがない程後世作を裏付ける明快な証拠に満ちている。ところが、私にはこれが不審でならない。

第一に、600年以上にもわたって尊重されてきた史料が突如として偽書となる、そんなことがあるのだろうか。その間、幾千人、否、幾万人とも知れぬ多数の人々が目を通したに相違ない。なのに、誰一人、明快な後世記事に気づかない、そんなことが考えられるだろうか。私の大きな不審である。

第二に、『先代旧事本紀』に引用されている『古事記』や『日本書紀』の文は、一カ所や二カ所ではない。おびただしい数のカ所が引用されている。それなのに、その一カ所すら気づかない、そんなことが考えられるだろうか。

第三に、『日本書紀』は、官人たちに、一回に30年もかけて、じっくりと徹底的に講義が行われている。最低7回は開催されてきたことが分かっている。そして、『積日本紀』や『弘仁私記』という形で、その解釈書まで遺されている。そんな中で引用されたりして、『先代旧事本紀』は尊重されてきた史料なのである。いうまでもなく、『日本書紀』の講義を行う学者は当代有数の学者、『日本書紀』の専門家なのである。そんな人々が天武天皇朝のような後世記事が記されていることに、誰一人として気づかなかつた、そんなことがあり得るだろうか。

天武天皇と言え、『日本書紀』の編纂を命じ

た、いわば『日本書紀』の生みの親であり、『日本書紀』30巻の内2巻がまるまるその記述に当てられている天皇なのである。飛鳥浄御原宮の御世といえ、当時、誰一人知らぬ人がいなかった筈である。それほど高名な天皇の治世が記されている。なのに官人の誰一人として、否、講義を行う当代有数の学者さえ気づかなかつた、そんなことがあり得るだろうか。

そんなことはあり得ない。私は、「絶対」の文字を冠して断言出来る。私たちは、『先代旧事本紀』を真書として復権させ、ある意味では『古事記』や『日本書紀』以上に重視しなければならない、と考えざるを得ない。

7 『先代旧事本紀』の復権

「よろしい、お前の不審には一理ある。だが、おびただしい数の後世史料の借用文で埋められていることは現実だ。加えて推古天皇よりも七代も後の天武朝のことが記されているのも否定しようがない。推古朝撰と記す序文が奇妙だと考えてはいけぬのか」

こんな反論が聞こえてきそうである。いわゆる序文を偽作とみなす主張だ。だが、この主張は全体を無視した、あまりに近視眼的な主張に思われる。

『古事記』、『日本書紀』、さらには『古語拾遺』の文まで、それもおびただしいカ所にわたって借用している書である、ざっと目を通しただけで誰もが気づく事実である。始めっからバレバレなのが分かっていて、誰がわざわざ偽の序文を書いて付与するというのであろう。そんなものを付与すれば、かえって不審を抱かれ、一瞬の内に本体の真実性まで疑われかねない。偽の序文の付与、児童にも似た無意味な行為と言わざるを得ない。

本体成立後、推古朝撰などと記した序文をどこかの時点で付与、などということはどうも考えられないのである。序文は最初っから付いていた、こう考えざるを得ないのである。

推古朝撰なる序文が当初からあった、と考えざるを得ないが、事実の推移はそれを裏付けるに値するだろうか。そう、まさに値するのである。推古朝撰とする序文と本体、それはまさにぴったり呼応していたに相違ないのである。だからこそ、延々600年余にもわたって、当代一流

の学者を始めあらゆる官人たちが『先代旧事本紀』を最古の史書として尊重してきたのである。こういう事実の推移を直視する限り、私たちの誰一人として、『先代旧事本紀』の真書性を疑うことが出来ない筈である。疑う人は、高名無比な天武天皇の記述さえ気づかないほど当時の人々は間抜けだった、といているに等しいことになる。

ここまで来れば、状況ははっきり見えてくる。江戸中期の学者が、偽書と断定した『先代旧事本紀』、すなわち10巻から成る現行の『先代旧事本紀』は、江戸以前の『先代旧事本紀』とは異なっていた、これが私の結論である。それまで人々が600年以上にわたって尊重してきた書を、今かりに『原旧事本紀』と呼ぶことにすると、『原旧事本紀』には当然『古事記』等の後世史料からの引用は一切なかったに相違ない。まして後世天皇の名など書かれている筈などなかった。

証拠があるわけではないので、断言は出来ない。証拠とわたしがいうのは、たとえば現行の『先代旧事本紀』とは別の写本、出来れば『原旧事本紀』そのものが見つければ、という意味だ。今のところ発見は期待できそうにない。そこで、断言はできない、としたのだが、しかし、論理上、『原旧事本紀』が存在したことは確実視される。少なくとも、そう考えないと、序文の存在やおびただしい引用が施されている現行の『先代旧事本紀』の後世性に誰一人気づかなかつた、その不可解さを理解できない。

一般に古代の文献は失われてしまっていて、かなり新しい時代の写本しか遺されていないことが多い。最も多くの人々に愛用された史書と思われる『古事記』でさえ、その写本は鎌倉期に写本された名古屋の大須真福寺本が遺されているに過ぎない。

『原旧事本紀』が失われていたとしても少しも不思議はない。

私は、『原旧事本紀』を写本した人物が家蔵し、それが代々伝えられていく内に、何らかの必要があつて、新たに追記したのではないかと考えている。私など年表などに後世記事を追記することがある。原年表は印刷物だから、手書きで追記すれば後になつても追記だと分かる。だが、墨書の場合、追記すれば、追記なのか、元々あつた記述か分からなくなる。

継体天皇と九州王朝

一宮市 竹嶋正雄

他のケースは特定の巻が失われたり、一部欠けたりした場合である。それを『古事記』等後世の史料を色々参照して復元ないし補記に努めたのではないか、との推定である。おびただしい数の引用は、特定の巻なりカ所に集中的に施されている。私の推定が的を射ていないとは言えまい。

そもそも『新日本紀』等が引用する『先代旧事本紀』の文章中に、『古事記』等後世史料から引用した文章など見られない筈である。つまり「旧事云」とした後で引かれた文章が、実は後世史料の一文だったら、私もまた『先代旧事本紀』は偽書との断定に服するにやぶさかでない。が、そんなことはない筈である。

代々伝えられてきた『先代旧事本紀』に追記し、あるいは復元や補記を試みたりしたことには悪意があるとは思われない。真書であるものをわざわざ偽書に見せかけるために追記等を施すなどという無意味なことを行う人はいないに相違ないから・・・。

私のいいたいことはこうである。

現行の『先代旧事本紀』に先立つ『原旧事本紀』が存在したに相違ない。そして現行の『先代旧事本紀』はその後の人物（おそらく江戸期に入ってから的人物）が悪意無く追記等を施したものである。

したがって、現行の『先代旧事本紀』の記述中追記等が行われていない記述は、そのまま推古朝に書かれたもの、と考えてよいのではないか、これが私の結論である。推古朝に成立したのだからすべてその内容が史実として正しい、と私は言っているのではない。それは偽書か真書かという問題とは全く別の問題である。

以上、『先代旧事本紀』についてやや言及が長きに失したかも知れない。それもこれも、『先代旧事本紀』が不当に扱われ、顧みられないことがないのを心配し、同書を是非復権させて、平安初期からすでに知られている稀有の史料が活用されることを願っているからである。

『先代旧事本紀』の有用性を指摘し終えた今、いよいよ次回から尾張氏の考察に入るつもりである。

1. はじめに

近畿政権の中枢にいた越前三国の三尾君氏、北近江の息長氏、東国の尾張氏らは、大和の葛城氏、和珥氏らと協力し、雄略天皇が敷いた緩い国家的単独政権から政治的同盟評議会政権への復帰を図り、継体天皇を応神天皇五世の孫と称して担ぎ出した。

雄略が大和より九州へ帰った後、清寧、顕宗、仁賢、武烈と継承されたが、雄略の血筋は清寧で一旦切れた。そこで、女系血筋であるが武烈を即位させ雄略の九州血筋の継承を図ったが、武烈には子がなく、雄略も死去しており雄略血筋の継承は出来なかった。しかし、大伴金村は九州血筋の継承を大義として、仲哀天皇の五世の孫・倭彦王^{やまとひこのおほきみ}を迎えようとしたが失敗した。是に乗じて、先に挙げた近畿政権の豪族らが復権を図り、継体を擁立したのである。

このような近畿天皇のあり方と九州王朝との関わりを、継体紀を読み解くことで探ってみる。参考資料は、小学館の新編日本古典文学全集『日本書紀』②(以下新編『書紀』②という)及び、角川文庫の新訂『古事記』(以下新訂『記』という)を用いた。

2. 古代天皇の地位と性格

律令制以前の天皇の地位は古い伝統を踏まえた祭祀王であり、その政治的地位も宗教的地位に由来する祭祀王であった。そして、天皇は近畿政権の豪族層に共立された司祭者的首長としての性格を有していた。

しかし、共立された後の天皇の権力は伝統ある神祇祭祀に基づいたものであり、各氏族と個別に結んだ天皇上位の政治的・宗教的關係によるものであった。つまり、天皇を中心に構成される王権は支配・服属・帰属による個別的契約の統合であり、権力の上下関係による強制が存在していた。

このように近畿天皇が祭祀王であり、司祭者的首長であることは、九州王朝でも同様であっ

たと考える。

それは、よく知られている『隋書』の一節に表れている。

倭王は天を以て兄となし、日を以て弟となす。天未だ明けざる時、出でて政を聴き跼^か跼^ふし、日出ずれば便^{すなわ}ち理務を停め、いう我が弟に委ねん

(岩波文庫「中国正史日本伝(1)」67頁)

この「天」とは祭祀が行われる夜のことで、「兄」とは祭祀が優先されることを意味している。「日」とは政務が行われる昼間のことで、「弟」とは政務が祭祀に次ぐものであることを意味している。即ち、九州王朝においても祭祀が優先し、祭祀王の地位が優先していたのである。つまり、昼間の政務である世俗的秩序は夜に行われる祭祀により作り出される宗教的秩序に従うということである。

倭王・多利思北孤は祭祀による宗教的秩序を以って倭国を治めていたのである。

3. 継体天皇の登場と即位

(1) 応神五世の孫

近畿政権の豪族らは雄略に奪われた同盟評議会政権の復権のために象徴的天皇が必要であった。そこで担ぎ出したのが、越前三国の三尾君氏が養育していた応神五世の孫の継体であった。前述のように、近畿天皇は近畿政権の豪族層に共立された司祭者的首長であるので、前天皇家との血筋継続は重要でない。

しかし、記紀においては万世一系での継承が必要であった。それは、天武が九州より逃げてきて、壬申の乱に勝利して得た皇位継承の正当性を表すためであった。

では、前天皇と血の繋がらない継体を天皇家の系譜の中に入れ、その血縁を三世でもなく、七世でもない、五世の孫とした理由は何処にあったのだろうか。

『統紀』の慶雲三(706)年二月庚寅^{16 日}の条に、次の一節がある。

今ヨリ以後、五世王ハ皇親ノ限りニ在ラシメヨ
(新編『書紀』②、284頁頭注より)

この勅により、皇親の限界の五世の孫として、継体の継承の正当性を著したものと考ええる。

(2) 継体の近畿入り

① 樟葉宮(継体元(507)年正月到着)

継体は近畿政権の豪族らに共立されたが、九州王朝の監視団の抵抗があり、身の危険を感じ躊躇していた。そこへ旧知の河内馬飼首荒籠からの詳しい状況説明を受け、漸く近畿入りを承諾した。しかし、まだ九州監視団の抵抗があり、大和に入ることが出来ず、最初に居を構えたのが「樟葉宮」であった。

継体は、父・彦主人王が近江国高島郡三尾の別荘に居たときに生れたとあるから、父の本拠地は三尾でなく別にあつたはずである。それは継体の奥津城といわれる三島野古墳群がある摂津国三島郡(現高槻市・茨木市)であつたと推測する。この古墳群には継体の真の陵とされる「今城塚古墳」と宮内庁が継体陵とする「太田茶臼山古墳」がある。樟葉宮は故郷・三島郡の淀川東岸に位置し、近江淀川水系を牛耳る息長氏の管轄地であつた。継体が近畿に入り、最初に樟葉の地を選んだのはこれ等のことによると考える。

継体は、樟葉に宮を構えたが、皇位に就くことには、尚躊躇していた。『書紀』に次の文がある。

男大迹^{おほどの}天皇、西に向ひて譲りたまふこと三、南に向ひて譲りたまふこと再^{ふたたび}したまふ。

(新編『書紀』②、290頁)

この西に向つての三度の辞退とは九州王朝・吉備・出雲の三者に対するものであり、南に向つて再度の辞退とは九州政権出張施設の難波宮に対するものである。しかし、大伴金村らの承諾を得て即位した。

『書紀』には、この即位と同時に仁賢の娘で、雄略の孫の手白香皇女を皇后に迎えたとあるが、継体のその後の遷宮の様子を見ると、皇后に迎えたのはかなり後の磐余玉穗宮への遷宮の時と考える。

樟葉宮での妃を『記紀』の記述より読み解き、『書紀』の表記で示すと、三尾氏の稚子媛、尾張氏の目子媛、坂田氏の広媛、息長氏の麻績^{おみの}娘子であつたと考える。

② 筒城宮(継体五(511)年十月遷宮)

次の遷宮が山背国の筒城であつた。この地は淀川に流れ込む木津川の南岸にあるが、やはり

息長氏の管轄地の一つであった。この木津川の少し上流には奈良盆地への道の平城山があり、これを南に越えた辺りから和珥氏の依拠地域となっていた。この和珥氏域へ近づいたことは、継体が大和の豪族・和珥氏との合意ができたことによると推測する。そして、大和入りの一歩として筒城宮への遷宮を行ったのである。

継体と和珥氏との合意は、継体7(513)年9月の条に「**勾大兄皇子、親ら春日皇女を聘ふ**」とあるように、長子の勾大兄皇子(後の安閑天皇)が和珥臣日爪の娘・糠君娘と仁賢との子の春日山田皇女を娶っていることから推測できる。因みに、このとき勾大兄皇子は13歳であった。

この時、継体本人は和珥臣河内の娘・**黄媛**を妃としている。

和珥氏との合意がなり、大和へ一歩近づいたが、まだ九州監視団との合意には至らなかったようである。さらに、当てにしていた葛城氏の協力も得ることができなかった。それは前出の春日皇女を娶った時の**勾大兄皇子**の歌に「**八洲国 妻枕きかねて**」とあることで分かる。この意は「八洲国では妻を娶ることができなかった」である。『書紀』神代紀の国産みの段に大日本豊秋津洲以下の八洲を大八洲国と号したとある。この段が基となり、八洲国＝日本＝豊秋津洲となり、さらに豊秋津洲を孝安天皇の秋津島宮があった葛城の地として「八洲国」と歌に詠んだものとする。孝安天皇の母・世襲足媛は尾張連の遠祖・瀛津世襲の妹であり、尾張氏所縁の勾大兄皇子は葛城の秋津島を八洲国と詠んだのである。この八洲国で妻を娶れなかったことは、葛城氏の協力が得られなかったことを意味しているのである。

③ 弟国宮(継体十二(518)年三月遷宮)

次の遷宮が弟国(山城国乙訓郡)であった。筒城宮では、九州王朝からの承認も、葛城氏の協力も得られることも無く、6年半が過ぎた。この間、『書紀』は半島南部の情勢変化の多くを記し、近畿での出来事はそれほど記してはいない。そうした中、何が起きたのかを記紀が伝えていないので分からないが、突然の弟国宮への遷宮となった。

但し、少し推測できることがある。この時、

継体は二人の妃を迎えている。茨田連小望の娘・関媛と三尾君堅槓の娘・倭媛である。茨田連は父親の本拠地の摂津国三島郡内の地のおり、三尾君は継体自身の本拠地の越前国坂井郡内にいた。この二つの本拠地から急遽妃を迎えたということは、継体がなかなか大和に入れないのに苛立ちを覚えた二つの地に不穏な動きが生じたのではないかと推測する。これを抑えるための弟国宮への遷宮であった。

④ 磐余玉穗宮(継体二十(526)年九月遷宮)

継体は漸く大和に入ることが出来た。それが磐余玉穗宮への遷宮である。『書紀』はこの遷宮に関して、弟国宮への遷宮以上に何も伝えていない。次のように、百濟王の死去と次王の即位を伝えるだけである。

(継体)十七年夏五月、百濟王武寧薨る。

(継体)十八年春正月、百濟太子明、位に即く。

(新編『書紀』②、309頁)

継体紀では半島南部での活動が多く記載されており、その活動は近畿政権からの派遣によるものように描かれているが、樟葉宮到着以降の遷宮状況から分かるように継体近畿政権から半島に派兵できるような状態ではない。これらの記事は、書紀編纂担当者が百濟本記を参考にして、近畿政権が行ったように作文したものである。百濟本記が伝える事実は九州王朝の派遣、派兵である。

そして、この長年の派遣、派兵により、九州王朝の財政は大いに疲弊していたと思われる。それは弟国宮遷宮以降、磐余玉穗宮遷宮までの8年間に上記2行の記事しかないことで分かる。つまり、百濟本記からは武寧王の死と聖明王の即位の記事しか引用できなく、財政疲弊の九州王朝からの派遣、派兵がなかったことを示している。そこで九州王朝は近畿政権の豪族たちに負担の肩代わりを要請したのであろう。そのために近畿政権との妥協を図り、継体の大和入りを認めるに至ったと考える。これが磐余玉穗宮への遷宮であり、この時に手白香皇女が皇后に立ち、阿倍波延比売の後宮入りが行われたのである。

因みに、この時継体は42歳であった。

4. 継体近畿政権と九州王朝

(1) 記紀と百濟本記

継体紀をみると百濟本記を参考にして記述されていることが分かるが、もう一つの特徴が窺える。それは、磐余玉穗宮遷都の継体20年までと同21年以降の記述形式に違いが感じられることである。つまり、前半は百濟本記に沿って時系列的に記述されているが、後半は書紀編纂者の恣意が感じられ、挿入、修飾、作文が行われているのである。

その痕跡の一つ目が『記』の次の記事である。

天皇、御年肆拾參歳。丁未の年四月九日崩りたまひき。
(新訂『記』195頁)

継体は43歳で丁未の年・継体21(527)年に死去したとあり、この年以降の記述形式に変化が表れるのである。しかし、継体の死去について『書紀』は次のように伝えている。

(継体)二十五年春二月に、天皇、病^{おほみやまひおも}甚し。丁未^{7日}に、天皇、磐余玉穗宮に崩^{かむあが}ります。時に年八十二なり。
(新編『書紀』②、329頁)

継体は継体25(531)年2月7日に磐余玉穗宮にて82歳で死去したとしている。

ところが、後に続く文注として次の説明文がある。

或本に云はく、天皇、二十八年歲次甲寅^{534年}に崩りますといふ。而るに、此に二十五年歲次辛亥^{531年}に崩りますと云へるは、百濟本記を取りて文を為れるなり。其の文に云はく、「太歲辛亥の三月に、(略)。又聞けらく、日本の天皇と太子・皇子、俱に崩^つります」といふ。(略)、辛亥の歳は、二十五年に当れり。
(新編『書紀』②、329頁)

「ある本に継体は28年・甲寅(534)年に死去したとあるが、25年・辛亥(531)年に死去したとしたのは、百濟本記によって文を作ったからである」としている。その百濟本記の文とは「太歲辛亥(531)年に日本の天皇と皇太子が共に死去した」というものである。

つまり、『書紀』編纂の底本には継体は534年に死去したとあるが、百濟本記には531年に死去したとあるので、百濟本記の記事を取って継体25年に死去としたと云っているのである。しかし、前述したように百濟本記は九州王朝の

動静を記載しているのであり、近畿政権のそれではない。

即ち、百濟本記は天皇と皇太子が共に死去したとしているが、当時の近畿での皇太子は勾大兄皇子であり、死去した事実はないことから「共に死去した天皇と皇太子」は九州王朝の天皇と皇太子であり、彼ら二人とは磐井とその皇太子である。そして「磐井の叛乱」の終結を伝えているのである。

上述のように、継体25年の記事は28年の出来事を3年繰上げて記載されたと考える。その為に安閑天皇即位までの空白期間が生じたのである。また、この3年の繰上げは磐井の叛乱の年も3年繰上げしなければならなくなった。即ち、継体24年開始、翌25年終結を同21年開始、同22年終結としたのである。この繰上げ挿入により継体21年以降の記事内容に歪が生じているのである。このことを踏まえて記事内容の整理を試みた。

(2) 近江毛野臣の任那派遣

① 近江毛野臣とは

九州王朝の要請を受諾した近畿政権は近江毛野臣に兵六万を与え任那へ往かせた。磐余玉穗宮遷宮の翌年の継体21(527)年のことである。筑紫に入った近江毛野臣一行は新羅から賄賂を貰った筑紫国造磐井の叛逆にあったと記載されているが、前項の推考のように、この時には「磐井の叛乱」はなかったのである。この時は立場が逆転した近畿政権からの半島出兵要請を拒否しただけである。それが次の磐井の乱語揚言である。

「今こそ使^{つかひ}者^{ひと}にあれ、昔は吾が伴^{とも}として、肩を摩り肘を触りつつ、共器^{おなじけ}して同に食^いひき。安^{いづ}にぞ卒爾に使^{には}と為^かり、余をして爾が前に自伏^{われ}はしむること得むや」といふ。

(新編『書紀』②、311頁)

磐井は近畿政権の命令書を持ってきた近江毛野臣に対し、「昔は友達として、同じ釜の飯を食った仲ではないか。どうして俄にお前に従うことが出来ようか、出来はしない」と言って拒否しているのである。

磐井と近江毛野臣とは、どのような人物であ

ったかを考えてみる。磐井は筑紫国造とあるが、継体22年12月の条に「筑紫君葛子、父の坐^{つみによ}りて誅されむことを恐り、」(新編『書紀』313頁)とあるように父である磐井も当然、筑紫君であり九州王朝・王であった。筑紫君とは九州王朝・王の近畿側の呼称であったと考える。

近江毛野臣は九州王朝のリーダーになった磐井が、元は同僚であったと言っている。では、どこで同僚であったか、という九州朝であったと考える。若き日は共に九州朝の役人として出仕したいが、近江毛野臣は近畿政権監視団の一員として近畿に派遣され、任地を近江国とされた。そして、そこは近江国の野洲平野であったと推測する。毛野臣のケノとは古代語キナ(草原)が訛ったものである。関東の毛野国も同様で、現在鬼怒川などと表記されている鬼怒の本は鬼奴・キナであり、次の音と表記変化が起きたと考える。

鬼奴キナ→鬼奴(怒)キド・キヌ→ケヌ毛奴・の国→ケの毛野・国→毛野国

つまり、毛野国とは草原・平野のことであり、近江の毛野は野洲平野と考えるのである。近江毛野臣はこの野洲地域を管轄し、食糧生産を担っていたのである。彼の出身は九州の平野地域で、その経験生かした任命であったとも考える。因みに、その地域は魏志倭人伝にある鬼奴国である平塚川添遺跡を有する甘木・朝倉地区であったと推測する。

② 近江毛野臣の任那経営

近江毛野臣の任那での活動は継体23(529)年3月からとなっているが、前項のように「磐井の叛乱」はなかったので、一年早めた同22(528)年からとして間違いない。近江毛野臣は武官でなく文官であった。その彼の任那経営は失敗の連続であった。その経緯を簡略し列記する。

・22年3月 安羅に行き、新羅に南加羅・礫己呑の再建を勧めた。又、安羅の高堂で再三会議をした。

・22年4月 任那王の奏上協議の為、新羅王と百済王を招集したが二王は来ず、代理の高官だけが来た。

再来した新羅軍を恐れ己叱己利城に籠城した。3ヵ月後新羅軍は多多羅の四村を攻略して帰った。

・23年9月 任那滞留二年の毛野臣の政務怠慢の奏上がある。召還命令に応じなかった。

任那王は離反して、新羅と百済に出兵を要請した。二国は1ヵ月滞留し、城を築いて帰った。

・23年10月 調吉士^{つきのきし}が任那から帰国し、毛野臣の愚行を奏上した。目頬子を遣わし再度召還した。近江毛野臣はこの召還には応じたが、対馬に到着後、病死したとしている。

(3) 九州王朝の任那経営

近畿政権が近江毛野臣を任那に派遣する以前に任那を経営していたのは、九州王朝である。その様子の概略を列記する。

・3年2月 任那の日本の県邑に住む百済の民を百済に移し、戸籍に入れた。

・6年4月 穂積臣押山を遣わして、百済に筑紫国の馬40匹を贈る。

・6年12月 百済が任那国の4県を請う。哆唎国守穂積臣奏上す。「大伴大連と穂積臣が百済の賄賂を受けた」との流言ある。

・7年6月 百済国が「伴跛国が己汶の地を略奪した。天恩により本国へ返還して欲しい」と奏上した。

・7年11月 己汶^{たき}・帯沙を百済国に与えた。伴跛国も己汶の地を乞うたが、与えられなかった。

・8年3月 伴跛は城を子呑・帯沙に築き、新羅を攻めた。

・9年2月 物部連(名を欠く。百済本記は物部至至連という)が船軍500人を率いて帯沙江に至る。

・9年4月 物部連が帯沙江に滞留して6日後、伴跛が攻撃してきた。物部連らは恐れ、逃げた。

・10年5月 百済は物部連らを己汶に迎え慰労した。

・10年9月 百済の将軍が物部連に付従って来て、己汶の地を賜った謝礼を述べた。

・23年3月 百済王が下哆唎国守穂積押山臣に加羅の多沙津を乞う。穂積臣はこの請願を奏上した。

物部伊勢連父根らを遣わして、多沙津を百済王に与えた。加羅は日本に恨みを持ち、新羅と友好を結んだ。

・23年4月 任那王が来朝し、大伴大連金村に新

羅との対戦援助を要請した。

上記の任那経営の記述が九州王朝によるものとしたのは、この記述が百済本記を底本にしているからであり、前述のように百済本記は近畿政権ではなく、九州王朝の動静を記録したものであるからである。

その証の一つとして、継体7年6月の条の文注で穂積臣押山を「百済本記に云はく、「**委わの意斯移麻岐弥**」といふ」と言っている。「委」、即ち倭は九州朝であり近畿朝ではない。また、近畿朝の称号・臣を「岐弥」としており、これも九州朝を示している。さらに、継体23年3・4月の条の記事は同10年以前の記述と重複しており、作文挿入されたものであることは明らかである。このように、任那経営の実態は九州王朝によるものであったが、経済的疲弊により一時近畿政権に委ねられたものとする。

(4) 磐井の叛乱

「磐井の叛乱」は新しく九州王朝の王に就いた磐井が近畿政権の派遣した近江毛野臣の任那経営失敗を受け、九州王朝による経営復帰を図ったものとする。しかし、それを許さない近畿政権は物部麁鹿火を差向けて阻止した。これが、近江毛野臣死去後の継体24年及び25年のことである。

この間の経緯の幾つかを考察してみる。まず、征討大将は麁鹿火一人のように記載されているが、勅命を受けた時の返答に「**在昔、道臣より爰いたに室屋むかに及るまで、**」と大伴氏の祖の名が出ていることから、大将は金村も加えた両大連であったと考える。また、同21年の条で磐井が昔同僚であったと言った者はこの二人の内のどちらかであったのであるが、大伴室屋は九州王朝から派遣された軍人であり、家族は九州に居たと推測できるので、子の金村は九州に居たものと考え、磐井が同僚といったのは金村であったと考える。さらに、「**長門より以 東は朕制らむ。筑紫より以 西は制れ。**」とあるのは、金村に九州王朝のリーダー・王になることを促したものとする。

次に、「**筑紫君葛子、父の坐つみりて誅ころされむことを恐り、糟屋屯倉を献たてまつりて、死罪を贖あかはむ**

ことを求む」とあるが、結局、父磐井と共に子の葛子も殺されたと推測する。このことが、百済本記が伝える継体25年に「日本の天皇と太子皇子、俱に崩薨ります」である。

5. まとめ

継体天皇は近畿政権の豪族層らにより担ぎ出された象徴的天皇である。彼らは雄略により奪われた近畿の同盟評議会政権を取り戻す為の象徴が必要であった。そこで、応神天皇5世孫と称して、継体を天皇位に就けたのであるが、九州王朝の承認を得るまでに至らなかった。その後、九州王朝は任那経営に行き詰まり、経済的疲弊に至り、近畿豪族層との妥協が必要となり、継体を承認して任那経営を委ねた。だが、近畿政権も任那経営に失敗した。これに対し、九州王朝の新リーダーの磐井が任那経営に乗出したが、近畿政権はこれを阻止した。これが「磐井の叛乱」である。しかし、九州王朝の近畿への影響は継続した。

また古代逸年号を見つけたよ

名古屋市 石田敬一

私は生まれも育ちも愛知県・名古屋市ですが、意外に地元の愛知・名古屋のことを知りません。私の周りにも古代逸年号があるのではないかと思います。あらためて愛知のおもだった神社・仏閣をあたると、犬山市の寂光院、豊田市の足助八幡宮にそれぞれ「白雉」「白鳳」が見つかり、本会報の181号、182号で紹介しました。

今回は、私の家から車で10分とかならない熱田神宮の関係資料に古代逸年号を見つけました。それは、『熱田宮朱鳥官符／熱田太神宮正縁記』です。国文学研究資料館（東京大学文学部宗教学研究室所蔵）の同書によれば、古代逸年号の「朱鳥」「大化」「白鳳」が次の下線部のとおりいくつか記載されています。

A 右朱鳥元年三月廿一日宣旨、以同廿八日到来稱以去白鳳廿一年、十二月一日被稱

熱田大明神之由、御紙被入座王城御詫備、我已彼國愛智郡衛崎松炬嶋機綾村、以去大化二年

丁未歳、五月一日、天下座着神也者、

(『熱田宮朱鳥官符／熱田太神宮正縁記』、
以下『朱鳥官符』という、4～5コマ)

B 熱田太神天降坐於尾張国愛智郡會崎松炬嶋
機綾村、神本記文、夫間導

太神者、去大化二年丁未歳、五月一日天下御
座

(『朱鳥官符』6コマ)

C 然間白鳳廿年庚辰之歳、七月十三日、大唐
新羅国沙門道行、自紫雲見起、遥度数百万里波
濤、神社頭出来、住無生、行法味濃受、増益、
威光、即被行取於三衣、而将去事兩三度也

(『朱鳥官符』8コマ)

D 朱鳥元年六月八日成官符奉粧神輿、其礼代
御神寶、鏡十二面、

(『朱鳥官符』10コマ)

E 御勅宣使

正三位権中納言源朝臣葛之

従三位宰相平朝臣兼榮

正四位行左大弁橋朝臣節好

朱鳥元年六月八日

右件官符、朱鳥元年六月十五日庚寅日、宣時到
来、奉案

(『朱鳥官符』13コマ)

F 茲号熱田社、自其経廿七代、天智天皇七年、
白鳳廿年庚辰ノ歳七月十三日 新羅沙門道行、
遥拜見紫雲起、

(『朱鳥官符』25コマ)

G 令擁護天下法曳、重而再拜、勅臣朱鳥元六月
八日 成官符宣旨、粧新神輿奉令還幸本國本社、

(『朱鳥官符』26コマ)

H 朱鳥官符

(『朱鳥官符』27コマ)

これらの例については、九州年号総覧 (<http://www.furutasigaku.jp/jfuruta/nengo/nengou.html>) には掲載されていないので、ここに書き留めておきます。

ところで、ここで面白いのは、AやBには大化二年を丁未とします。大化二年が646年であれば、年干支は丙午ですが、丁未は647年であり一年のズレがあります。ところが、Fでは白鳳廿年(680年)の干支年は庚辰と記述され現行歴になっています。古田武彦氏は、523年癸卯とされる武寧王の没年が、陵碑には本来その翌年の

干支にあたる甲辰とあったことから、百濟では干支が一年引き上がった暦が採用されていたとされます。そして、同陵に合葬されていた王妃の埋葬時に現行暦の干支に改刻された可能性が高いと指摘されました。つまり、干支が一年ずれた暦の存在を示唆されています。

この『朱鳥官符』の「大化」も干支のずれた暦によるものではないかと興味が湧きます。

10月4日の例会報告

■ 隋末～唐初における建元 瀬戸市 林 伸禧

隋末から唐初における内乱状況において、中国内に様々な国が起り建元された状況を整理し、年号が権力の象徴である微証を提示した。

■ 古代逸年号(試案) 瀬戸市 林 伸禧

九州年号の存在を証明するために古代逸年号を採集しており、その状況を報告した。

■ 日本の古代史の関心が国際的になった!?
カナダのオリガさんが参加されましたよ。

例会の予定

■ 11月例会 (注) 第3日曜日開催です。

テーマ : 万葉集と九州王朝

講師 : 竹蔦正雄氏

(1) 日時 11月15日(日) 13:30～17:00

(2) 場所

名古屋市市政資料館 第1集会室

名古屋市東区白壁1-3、TEL052-953-0051

(3) 参加料 500円 (会員は不要)

(4) 交通機関

・地下鉄名城線「市役所」、東徒歩8分

・名鉄瀬戸線「東大手」、南徒歩5分

・市バス「市政資料館南」、北徒歩5分

・市バス「清水口」、南西徒歩8分

・市バス「市役所」、東徒歩8分

(5) 駐車場 市政資料館：12台+α収容(無料)

■ 次の会報誌184号(12月号)への投稿締め切りは、11月30日(月)です。

古田武彦先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。例会で発表する際は資料を20部用意ください。

